

法政大学大学院学生論文掲載料補助規程

規定第1300号

(目的)

第1条 この規程は、法政大学大学院（以下「本大学院」という。）に在籍する学生の学術研究を奨励し、その研究成果の発表を支援するため、学術誌への論文掲載料等の経費を補助すること（以下、「補助金」という。）について定める。

(対象者)

第2条 補助金の対象者は、本大学院修士課程又は博士後期課程の学生とする。ただし、以下に該当する者は本制度の補助金の対象とはしない。

- (1) 学生交換協定等により国外の大学から派遣され、本大学院から特別に学費を減免されている者
- (2) 休学中の者
- (3) 学費を自己支弁していない者（学費が給付される日本政府及び外国政府国費留学生等）

(対象の論文)

第3条 対象の論文は、本大学院に在籍中に執筆し、かつ在籍中の研究成果として掲載されたもので査読付投稿制度により掲載された論文とする。

- 2 掲載論文が共著に係る場合は、原則として本人がファーストオーサー又はコレスポンデンスオーサーの場合に限って補助対象とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、論文掲載に係る次のとおりとする。

- (1) 投稿料
- (2) 掲載料（Web掲載料を含む。）
- (3) オープンアクセス料
- (4) 別刷代（WebPDFダウンロード代を含む。）

(補助対象期間・件数)

第5条 補助金の対象となる期間は、当該年度4月1日から本大学院が定める期日までに申請可能なものとし、補助金の申請件数は申請者1名につき各年度1件とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、第4条に定める経費の合計につき、1件あたり10万円を上限として実費を給付とする。

(申請手続)

第7条 補助金の申請者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 法政大学大学院学生論文掲載料補助申請書
- (2) 掲載決定を示す文書又は掲載論文別刷1部
- (3) 掲載雑誌の投稿規定（投稿料・掲載料等の金額が分かるもの）
- (4) 第4条に係る費用の支払い証明書（申請年度に発行された領収書等に限る。）

(申請期間)

第8条 前条に定める申請は、当該年度4月1日から2月末日までの一定期間とし、申請期間は年度ごとに募集要項に明示する。

- 2 補助金給付額の合計が当該年度予算額に達した時点で、申請を締切る。

(取消・返還)

第9条 本大学院は、補助金の給付を受ける者が次の各号の一に該当する場合には補助金給付対象者としての決定を取り消すことができる。

- (1) 当該年度において退学又は除籍となったとき

(2) 虚偽の申請を行ったとき

(3) 大学が求める必要書類を提出しなかったとき

2 前項により補助金給付の決定を取り消された者は、既に給付された補助金の一部又は全部を返還しなければならない。

(指導教員の役割)

第10条 補助金の申請に関して、当該学生を指導する教員は、教育研究上の視点から当該掲載誌への論文掲載の意義・教育効果等の所見を申請書所定欄に記載することとする。

(所管)

第11条 この規程に係る業務は、各キャンパスの大学院担当事務局が担当し、大学院事務部がこれを統括する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、研究科長会議の議を経て、職務権限規程に基づき行うものとする。

付 則

1 この規程は、2019年4月1日から施行する。

(追52)